

小規模多機能型居宅介護・ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 国府 あおい 利用料金表

令和2年4月～

A.【介護保険給付対象サービス】（1単位10円）

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
一部負担額 (一ヶ月定額制)	3,418単位 (3,418円)	6,908単位 (6,908円)	10,364単位 (10,364円)	15,232単位 (15,232円)	22,157単位 (22,157円)	24,454単位 (24,454円)	26,964単位 (26,964円)

※上記基本利用料金に、デイサービス及びショートステイ送迎、入浴費が含まれます。

各種加算額 (1ヵ月当り)	初期加算（登録した日から30日以内の期間について1日あたり）	30単位（30円）
	訪問体制強化加算	1000単位（1000円）
	総合マネジメント体制強化加算	1000単位（1000円）
	看護職員配置加算（Ⅱ）	700単位（700円）
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）□	500単位（500円）
	認知症加算（Ⅰ）	800単位（800円）
	認知症加算（Ⅱ）	500単位（500円）
	生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位（100円）
	介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護給付費×10.2%
	特定介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	介護給付費×1.2%

訪問体制強化加算

訪問サービスに当たる職員を2名配置し、月間の訪問回数が200回以上であることが条件。

総合マネジメント体制強化加算

関係者で協力して介護計画の見直しを行っていること。また、ご利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に参加していること。

看護職員配置加算（Ⅱ）

常勤の准看護師を1名以上配置している。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ

介護従業者のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上であることが条件。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）□

介護従業者のうち、介護福祉士の占める割合が40%以上であることが条件。

サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

事業所の看護師・介護職員の総数のうち、常勤の占める割合が60%以上であることが条件。

認知症加算（Ⅰ）

認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲの方「日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の方」以上の認知症状を有する方が対象となります。

認知症加算（Ⅱ）

要介護2であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱの方「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の方」が対象となります。

生活機能向上連携加算（Ⅰ）

リハビリを実施している施設の理学療法士などから助言を受けて、生活機能向上の介護計画を作成して、定期的に見直しをおこなうこと。

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）

基本サービス料金に各加算を合計したもの(介護給付費)に、10.2%を掛けた単位数

特定介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

基本サービス料金に各加算を合計したもの(介護給付費)に、1.2%を掛けた単位数

B.【介護保険給付対象外サービス】

宿泊費（1泊）	1,000円
食費	朝食：380円 昼食：500円 夕食：500円 おやつ：150円
移送費（片道）	市内1,000円 市外1,500円 （受診等の際）
おむつ代	尿取パット：30円 紙おむつ150円 紙おむつ（パンツ）260円

※おむつ・医療品・嗜好品（タバコ）などにつきましては、お持込み可能です。